

令和4年12月21日

# お知らせ

課名	畜産課	農政企画課
担当	森分	成田
内線	3859	3718
直通	086-226-7429	

## 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（4例目）に係る 防疫措置状況（第3報、12月21日15時現在）\_\_\_\_\_が変更点

久米郡美咲町で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置については、次のとおりです。

記

### 1 発生農場の防疫措置

- (1) 殺処分(12月20日7時開始)  
12月21日 5時30分 終了 (17,662羽)

- (2) 焼却等の状況 現在、開始時期及び場所は調整中

(3) 汚染物品の処理、農場内の消毒

- ・汚染物品の埋却等を実施中
- ・農場内の清掃、消毒中

### 2 周辺農場の監視

- (1) 移動制限区域(半径3km以内) 1農場  
・毎日、死亡羽数の報告を求め、異状の有無を確認  
・抗体検査等を実施中

- (2) 搬出制限区域(半径3km~10km) 11農場  
毎日、死亡羽数の報告を求め、異状の有無を確認

- (3) 消毒ポイント  
4箇所で設営済み(別紙参照)

### 3 防疫作業従事者数

- ・県職員 延べ550人

※作業内容は、農場内での殺処分の作業等が含まれ、家畜防疫員、保健師等は人数に含まれていません。

協力団体(場内作業・埋却地・消毒ポイント等) 建設業協会、トラック協会、KDDI、警備業協会、JAグループ等

### 4 鶏卵の出荷再開

制限区域内(発生農場から10km以内)にある農場の鶏卵について、国が定めた防疫指針に基づく国との協議が整った農場から順次、特例として、制限区域外への搬出を認め、本日21日から鶏卵の出荷が再開されています。

※特例措置とは、移動制限区域内の農場の家きんについて、臨床検査、遺伝子検査及び血清学的検査により全て陰性を確認した場合、国と協議の上、制限区域内の鶏卵等をG Pセンター等へ移動させることができる措置です。

## 5 報道機関へのお願い等

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。殺処分等の様子については、当方から、その写真や動画を随時提供します。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願ひいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

## 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域における消毒ポイント

(発生農場から半径約10km範囲内)

区分	設置時刻	場所	名称	所在地
運用中	12月20日 7:00	消毒ポイントNo.1	県津柵-5(路肩)	津山市押渕20番地
運用中	12月20日 12:00	消毒ポイントNo.2	美作アリーナ駐車場	美作市中山1200
運用中	12月20日 7:00	消毒ポイントNo.3	久米南町民運動公園	久米南町上弓削1500
運用中	12月20日 12:00	消毒ポイントNo.4	西部運動公園	津山市二宮420



令和4年12月20日12:00時点